

役員および評議員、委員の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 さくら福社会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び委員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 法人は、理事、監事、評議員及び委員が理事会、評議員会または評議委員選任解任委員会の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

2 会議出席の費用弁償額は実費又は実費相当額とし、その額を次のとおり定める。

- ① 会議が開催される市町村内に居住する役員等 2,000円
- ② 会議が開催される市町村以外に居住する役員等 3,000円

3 なお、上記額は一律支給とし、実費が上記額を超えた場合においても、追加支給は行わない。

4 施設の職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、理事会及び評議員の議決により行うものとする。

(補 則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月18日から施行する。